

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-2 脂質異常症治療薬

《平成 25 年 2 月 1 日新規》
《令和元年 8 月 29 日更新》
《令和 3 年 3 月 4 日更新》
《令和 7 年 8 月 28 日更新》
《令和 7 年 12 月 4 日更新》

○ 取扱い

脂質異常症治療薬のうち効能及び効果が「高脂血症」である場合、傷病名が「脂質異常症」、「高コレステロール血症」又は「高トリグリセライド血（高トリグリセリド血症）」に対する投与は、原則認められる。

○ 取扱いの根拠

脂質異常症は高 LDL コレステロール血症、低 HDL コレステロール血症、高トリグリセライド血症（高トリグリセリド血症）を含めた総称である。また、「高脂血症」は 2007 年より「脂質異常症」に名称が変更されたため脂質異常症と高脂血症は同義と考える。

したがって、効能及び効果が「高脂血症」である医薬品については、「脂質異常症」及び脂質異常症に含まれる「高コレステロール血症」「高トリグリセライド血症（高トリグリセリド血症）」に対して原則認められると整理した。